

第4章 まとめ

当該2事件の調査を通じて、村岡功らから複数の職員が接触を受け、働きかけがあったことが明らかとなった。また、そうした働きかけについては、一部の職員は圧力と感じており、業務を行う過程では、結果として村岡功らの意図するところにつながることを認識していたことが判明した。ただ、それらは、いずれも、村岡功らからの働きかけに応じて特定の者への利益の供与を意図し、ほう助した職員はいなかった。

環境局としては、こうした状況で、内部の意思決定において、そうした作為性が入らないよう十分な注意を払っている。産廃要綱の改正については、公開の場における審議会等の議論を通じて答申された内容に基づき、ごみの適正処理の推進と、法を補完する行政指導を通じて地域と事業者の合意形成を図り紛争を未然に防止することで、健全で快適な環境を確保するという政策目的に合致した結論となっている。D社に対する行政指導についても、地元自治会や隣接事業者から環境保全の懸念を強く表明されていたことを踏まえると、理解できるものである。

資源リサイクルセンターの件についても、市会における審議を通じて、当初の福祉工場方式による福祉団体への随意委託契約を二分割方式による民間事業者への公募に変更を図ったものである。また、民間事業者の選定にあたっては入札に準じた手続きにより選定するなど公正性を確保しており、循環型社会の実現に向けてごみの減量と再資源化のための拠点として、民間のノウハウを活用した効率的な運営を図るとともに、知的障害者の就労機会の拡大と就労環境の確保を実現したものとなっている。行政の執行としては、透明性・公平性の観点から適正であったと判断する。

一方、当調査においては、環境局職員の事務執行については、金銭収受はもちろんのこと、法令違反や不正な行為はなかったものの、不適切な事務処理や業務の遅滞など適正さを欠いていた点や、一部には内規不履行の職務上の義務違反と見られる点が認められたほか、組織内での意思形成における意思疎通の確保や意識・指示の徹底が十分でなかったため生じた問題も認められた。これらの点について、事務的に改善できる部分は速やかに改善するよう、調査の過程で指摘をした。

また、当該事件では、議員の働きかけが、特定の者の利益を意図したものなのか、政策提案や市民の声を代弁する意見かを見極めていくことの難しさが提起されている。さらに、こうした点に加えて、調査では、意思決定の過程が記録として残っておらず、責任の所在が不明確な部分もみられた。

少なくとも市民に対する説明責任を果たすうえでは、行政の意思決定過程はもちろん、全般にわたって、より一層手続きの明確化と透明性の確保が求められると考える。

また、本調査においては、現在、神戸地方検察庁で捜査が行われ、書類が押収されているという状況にあり、さらに事件当時から時間が経過しているため、事務処理の決定過程を中心に、なお不確定な点があることも考えられる。

しかしながら、指摘した事項については、職員の処分を含め、厳正かつ適切に対処していく必要がある。

なお、今後の裁判において、あらたな事実関係が明らかになれば、さらに検証を加えていきたい。

内部監察調査チーム

総括責任者 小柴善博

副責任者 川野理

調製・調査担当 馳川潤哉

調査担当 平田秀則

調査担当 加藤久雄

調査担当 野々下恵介

調査担当 長田淳

調査担当 谷口真澄